

2. 制度自体の概要

No.	質問	回答	備考
1	今回の施策の背景について詳しく知りたい。	昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追いついていないことを踏まえ、県内の中小企業等の賃上げの加速化を図り、中小企業に必要な人材を確保していくため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源の一部として活用し、物価高騰対策賃上げ支援金による支援を行うこととしております。	
2	申請を行わなかった（忘れていた）場合はどうなるか。	給付上限として、岩手県全体で40,000人に達し次第終了となり、それ以降の申請は受付できませんので、予めご了承ください。	
3	賃金引き上げ後、1年以内に対象者が退職してしまった場合はどうするのか。また、事後の状況確認等はあるのか。	原則として、自主退職の場合は返還不要、会社都合の場合は返還を求める可能性があります。なお、支援金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者に報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことがあります。	
4	賃金の比較対象月が最低賃金以下の場合には、どのような取扱いとなるか。	賃金の比較対象月が最低賃金以下の場合、その時点での最低賃金額を基準とし、そこから50円以上の賃上げを実施している場合には支給対象。そうでない場合は、不支給。	例：【R6.4月に賃上げ】 R5.4月の賃金額が854円（最低賃金）未満だった場合、854円を基準とし、R6.4月の賃上げにおいて904円以上に引き上げていけば対象とする。
5	「過去5年間に重大な法令違反等がないこと」について、労災で是正勧告を受けたが該当になるか？	重大な法令違反の定義は誓約書に記載の以下のとおりです。 （下記に該当しなければ該当しません） 違法行為による罰則の適用を受けた、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された、消費者庁の措置命令を受けたなどの法令違反等に該当しません。	
6	申請後、業績悪化等の理由で賃上げが出来なかった場合、取下げは可能か？	前提として、本支援金は1月以上の支給実績があった上で申請可能となるものです。 仮に、賃金引き上げ後1年以内に賃金の引き下げを行う場合には、給付要件に反するため返還を求めることとなります。（業績悪化による賃金の引き下げは認められません）	